

【損害（死亡）保険金・共済金受取人別支払調書合計表】

記載要領

- 1 「支払調書を提出するものの合計」欄には、この合計表とともに支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- 2 二重線で囲まれている欄は、提出義務者において記載を要しない。